

用地関係者組合の設立について (案)

長野県飯田建設事務所
飯田市・飯田市土地開発公社
東海旅客鉄道株式会社

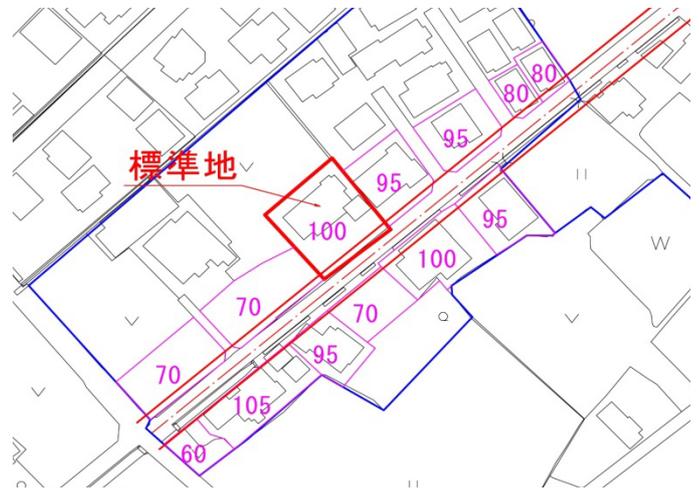
リニア関連事業の用地取得にあたり、土地が適正に評価されているか、また事業主体ごとに不公平が生じていないかを地権者の皆様に確認していただくため、用地関係者組合の設立を予定しています。

今後、座光寺地域自治会と連携して用地関係者組合準備会を発足させ、組合設立に向けた検討を行います。詳細が決まりましたら地権者の皆様と協議させていただきます。

1 組合の役割

用地買収の対象となる土地の評価の確認

- 標準地（買収用地の価格算定の基準となる土地）の確認
- 各画地の指数（標準地を100とした場合の各土地の数値）の確認



2 設立時期

通常、幅杭設置後に用地測量等を行い、土地所有者が確定した後

3 設立単位

一般的な例 ⇒ 事業主体ごとに設立

今回の場合 ⇒ エリアごとに設立

↓
公平性・公正性・透明性を確保

4 組合員の範囲

用地関係者組合の地区内において事業用地の

- ① 土地所有者
- ② 借地人

